

学 校 保 健 関 係

I 養護教諭の職務

1 養護教諭の役割

学校教育法第 37 条第 12 項に小学校について、「養護教諭は、児童の養護をつかさどる」（中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園に準用）と規定されている。

養護教諭の役割について保健体育審議会の答申（昭和 47 年 12 月）には次のように述べられ、「養護をつかさどる」とは「児童生徒の健康を保持増進するためのすべての活動」と解される。

—— 昭和47年保健体育審議会答申 ——

養護教諭は、専門的立場からすべての児童生徒の保健及び環境衛生の実態を的確に把握して、疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等心身の健康に問題を持つ児童生徒の個別の指導にあたり、また、健康な児童生徒についても健康の増進に関する指導にあたるのみならず、一般教員の行う日常の教育活動にも積極的に協力する役割をもつものである。（以下略）

また、平成 7 年 3 月に改正された学校教育法施行規則についての文部科学省事務次官通知における改正の趣旨には、次のように述べられている。

—— 学校教育法施行規則(平成7年3月改正)についての文部科学省事務次官通知 ——

近年、児童生徒の心身の健康問題が複雑、多様化してきており、特に、いじめや登校拒否等の生徒指導上の問題に適切に対応するとともに、児童生徒の新たな健康問題に取り組んでいくためには、学校における児童生徒の心身の健康についての指導体制の一層の充実を図る必要がある、保健主事、養護教諭の果たす役割が極めて重要となっている。このため、保健主事に幅広く人材を求める観点から保健主事には、教諭に限らず、養護教諭も充てることができることとしたこと。また、これにより、養護教諭が学校全体のいじめ対策等においてより積極的な役割を果たせるようになるものであること。

さらに、平成 9 年 9 月に示された保健体育審議会答申において、「養護教諭の新たな役割及び求められる資質」として以下の内容が示された。

—— 保健体育審議会答申(平成9年9月) ——

養護教諭の新たな役割と求められる資質

(一部、抜粋)

《養護教諭の新たな役割》

近年の心の問題等の深刻化に伴い、学校におけるカウンセリング等の機能の充実が求められるようになってきている。この中で、養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に、いじめなどの心の健康問題がかかわっていること等のサインにいち早く気付く立場にあり、養護教諭のヘルスカウンセリング（健康相談活動）が一層重要な役割を持ってきている。養護教諭の行うヘルスカウンセリングは、養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に生かし、児童生徒の様々な訴えに対して、常に心的な要因や背景を念頭において、心身の観察、問題の背景の分析、解決のための支援、関係者との連携など心や体の両面への対応を行う健康相談活動である。

《求められる資質》

このような養護教諭の資質としては、①保健室を訪れた児童生徒に接したときに必要な「心の健康問題と身体的症状」に関する知識理解、これらの観察の仕方や受け止め方についての確かな判断力、

対応力（カウンセリング能力）、②健康に関する現代的課題の解決のために個人または集団の児童生徒の情報を収集し、健康問題をとらえる力量や解決のための指導力が必要である。その際、これらの養護教諭の資質については、いじめなどの心の健康問題への対応の観点から、かなりの専門的な資質・技能が等しく求められることに留意すべきである。さらに、平成7年度に保健主事登用の途を開く制度改正が行われたこと等に伴い、企画力、実行力、調整力などを身に付けることが望まれる。

平成10年7月に教育職員免許法が一部改正され、養護教諭が保健の教科の授業を担当する教諭または講師になることができる制度改正がなされた。

— 教育職員免許法の一部改正(平成10年7月) —

養護教諭の保健の教科の授業を担当する教諭または講師になる制度改正

いじめ、不登校、性の逸脱行動、薬物乱用をはじめとした緊急に対応しなければならない児童生徒の様々な健康に関する現代課題は、教職員一体となって取り組むものであり、養護教諭のもつ専門的な知識や技能を教科の指導に生かし、問題解決に一層の効果を上げることを期待され、制度改正された。〈現教育職員免許法附則第15項参照〉

平成20年1月中央教育審議会答申の中で、学校保健に関する学校内の体制を充実する上での養護教諭の役割が示された。

— 中央教育審議会答申(平成20年1月) —

学校保健に関する学校内の体制の充実

養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている。…(略)…養護教諭の行う健康相談活動がますます重要となっている。また、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子供の現代的な健康課題の多様化により、医療機関などとの連携や特別な配慮を必要とする子供が多くなっていると同時に、特別支援教育において期待される役割も増している。(以下略)

平成21年4月に学校保健安全法が施行された。中央教育審議会(平成20年1月)及び学校保健安全法において求められている養護教諭の役割は、次のとおりである。

〈養護教諭の役割〉

- (1) 学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でのコーディネーターの役割
- (2) 学級担任等と連携した健康相談又は健康状態の日常的な観察(健康観察)による児童生徒等の心身の状況の把握
- (3) 関係教職員と連携した児童生徒等や保護者に対する組織的な保健指導や助言等の充実
- (4) いじめや児童虐待など心身の健康課題の早期発見、早期対応に果たす役割
- (5) 学級活動における保健指導をはじめ、ティーム・ティーチングや兼職発令による体育科、保健体育科の保健学習への参画など保健教育に果たす役割
- (6) 学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室経営の充実(保健室経営計画の作成)などが挙げられる。

2 養護教諭の職務内容

(1) 中教審答申（平成 20 年 1 月）から見る養護教諭の職務

Ⅱ 学校保健の充実を図るための方策について 2 学校保健に関する学校内の体制の充実

(1) 養護教諭

- ② 養護教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の養護をつかさどる」と定められており、昭和 47 年及び平成 9 年の保健体育審議会答申において主要な役割が示されている。それらを踏まえて、現在、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動などを行っている。

(2) 養護教諭の職務内容（上記を踏まえ、国の保健室経営検討委員会等で検討した養護教諭の専門領域における職務内容）

1 学校保健計画及び学校安全計画

- (1) 学校保健計画の策定への参画
(2) 学校安全計画の策定への参画

2 保健管理

(1) 心身の健康管理

- ① 救急処置
ア 救急体制の整備と周知
イ 救急処置及び緊急時の対応
- ② 健康診断
ア 計画、実施、事後措置、評価
- ③ 個人及び集団の健康問題の把握
ア 健康観察（欠席、早退の把握を含む）
イ 保健情報の収集及び分析
ウ 保健室利用状況の分析・評価
- ④ 疾病の予防と管理
ア 感染症・食中毒の予防と発生時の対応
イ 疾病及び障害のある児童生徒の管理
ウ 経過観察を必要とする児童生徒の管理
エ その他

(2) 学校環境の管理

- ① 学校環境衛生
ア 学校環境衛生の日常的な点検への参画と実施
イ 学校環境衛生検査（定期検査・臨時検査）への参画
- ② 校舎内・校舎外の安全点検
ア 施設設備の安全点検への参画と実施
- ③ その他

3 保健教育

(1) 保健指導

- ① 個別の保健指導（グループ指導を含む）
- ② 特別活動における保健指導への参画と実施
 - ア 学級（ホームルーム）活動
 - イ 学校行事
 - ウ 児童生徒会活動

(2) 保健学習

- ① 体育科、保健体育科等におけるティーム・ティーチングによる保健学習への参画と実施
- ② 「総合的な学習の時間」における保健学習への参画と実施
- ③ 道徳の授業への参画と実施

(3) 啓発活動

- ア 児童生徒、教職員、保護者、地域住民及び関係機関等への啓発活動

(4) その他

4 健康相談

(1) 心身の健康課題への対応

- ① 健康相談の実施
- ② 心身の健康課題の早期発見、早期対応
- ③ 支援計画の作成・実施・評価・改善
- ④ いじめ、虐待、事件事故・災害時等における心のケア

(2) 児童生徒の支援に当たっての関係者との連携

- ① 教職員、保護者及び校内組織との連携
- ② 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携
- ③ 地域の医療機関等との連携

5 保健室経営

(1) 保健室経営計画の作成・実施・評価・改善

(2) 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知

(3) 保健室の設備備品の管理

(4) 諸帳簿等保健情報の管理

(5) その他

6 保健組織活動

(1) 教職員保健委員会への企画・運営への参画と実施

(2) P T A保健委員会活動への参画と連携

(3) 児童生徒保健委員会の指導

(4) 学校保健委員会、地域学校保健委員会等の企画・運営への参画と実施

(5) 地域社会（地域の関係機関、大学等）との連携

(6) その他

7 子供の心身の健康にかかわる研究 等